

12月3日～9日は障害者週間

問い合わせ 障がい者福祉課

障害者週間とは、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深め、障害のある方があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ともに暮らせる社会は、ちょっとした配慮や工夫で実現できます。この機会に、障害のある方について知り、身近なこととして考えてみませんか。

令和2年3月31日現在、市における障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）の登録者数は合計6,986人（市民20人に1人の割合）です。

ご利用ください

★青梅市障がい者サポートセンター

障害のある方の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、さまざまな事業を行っています。利用する場合は、登録が必要です。



所在地 大門2-261-1

連絡先 ☎30-0152、☎30-0153

開館時間 月～土曜日、祝日…午前9時～午後6時、日曜日…午前9時～午後5時（年末年始、毎月第3月曜日を除く）

※JR河辺駅南口から、直通の送迎車を運行しています。利用する場合は、青梅市障がい者サポートセンターへ申請が必要です。

※感染症対策として密集を避けるため、サポートセンターのサロンの利用は1日3時間まで

★青梅市障害者就労支援センター

市内在住の障害のある方が安心して一般企業への就労を実現し、継続できるように、さまざまな支援を行っています。

利用を希望する場合は、予約が必要です。

所在地 東青梅1-2-5東青梅センタービル3階

連絡先 ☎25-8510、☎25-8512

開館時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

障害者週間イベント

★障害者施設等作品展示会

障害者週間に合わせて、障害者施設・団体に所属している方の作品を展示します。

日時 12月3日(木)～9日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

※3日は正午～午後8時

会場 市役所1階ロビー

内容 絵画、手工芸品等の展示、施設紹介（ほたるの里、市自立センター、花の里、市障害者サポートセンター、かすみの里、東京青梅病院、なんてんの会、たましろの郷、成木台病院）

※2階喫茶コーナーで各施設の障害者が作成した製品を販売します。

直接会場へ

★サポートセンター・サロンギャラリー ほか

市障がい者サポートセンターの活動紹介、利用者の作品展示を行います。

また、高次脳機能障害特集として、ビデオ上映会と専門相談を予定しています。

▶サロンギャラリー

日時 12月3日(木)～9日(水) 午前10時～午後4時

会場 市障がい者サポートセンター1階憩いのサロン

直接会場へ

▶ビデオ上映会

日時 12月4日(金)、5日(土) ①午前10時から②午後1時から

会場 市障がい者サポートセンター第1会議室

テーマ 「脳血管疾患や交通外傷等で起こるてんかんについて」

講師 市立総合病院精神科部長 岡崎光俊氏

直接会場へ

▶高次脳機能障害専門相談

日時 12月4日(金)、5日(土) 午後1時～3時(予約制)

会場 市障がい者サポートセンター第2相談室

相談員 西多摩高次脳機能障害支援センター(大久野病院) 工藤美和氏

申し込み 電話☎30-0152、ファックス☎30-0153で市障がい者サポートセンターへ

▶いずれも

費用無料

ご存じですか

★障害者に関するマーク

ほじょ犬マーク…「身体障害者補助犬法」で定められた補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を受け入れる店の入り口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。



耳マーク…聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。



★音声コード

文字情報を音声情報に変える二次元コードで、専用の読み上げ装置を使用すると、音声で文字情報を聴くことができます。これにより、文字が読めない、読みづらい方々の、特にプライバシーに関する情報をご自身で確認することができます。

★ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードで、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。

ヘルプカードを持っている方が困っているのを見かけたときには、記載内容を参考に、手助けや配慮のご協力をお願いします。



★障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

都では、平成30年10月1日に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」を施行し、共生社会やダイバーシティ(多様性・さまざまな人材を認め、活用すること)の実現に向け「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」の取り組みを進めています。

都内の自治体でも、障害者差別解消に関する条例が制定されてきており、青梅市においても条例制定に向けて検討を重ねています。

★障害者優先調達推進法

市では、「障害者優先調達推進法」に基づき「令和2年度青梅市による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスを調達する際、優先的に障害者就労支援施設等から調達するよう努めています。

市役所2階喫茶コーナー「カフェだんだん」

市内の障害者施設等に属する方々が社会参加を目指しながら、接客等を行っています。いきいきとした笑顔、真心のこもった接客と料理で、皆様のご来店をお待ちしています。

営業時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の午前

10時～午後4時(3時30分ラストオーダー)

喫茶…カレーライス、ピザトースト、日替わりメニュー(定食、けんちんうどん等)、デザート(ケーキ等)、飲み物(コーヒー、紅茶等)



物品販売…月2～3回、手芸品、陶芸品、木工品、お菓子などを販売しています(野菜は随時)。詳細は、市ホームページや「カフェだんだん」掲示物をご覧になるか、障がい者福祉課へお問い合わせください。

※時間帯や品物は、月によって変更する場合がありますので、お問い合わせください。